

# 「北部オープンプラットフォームラボ」企画運営業務委託 仕様書

## 1 業務名

「北部オープンプラットフォームラボ」企画運営業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の目的

本市では、「第五次宇部市総合計画 前期実行計画」に基づき、魅力と賑わいにあふれるまちづくりを推進しており、その一環として、中山間地域の交流人口の増加に向けた取組を進めている。

中山間地域である北部地域(小野、二俣瀬、厚東、船木、万倉、吉部)は、食や自然、伝統文化など様々な魅力ある地域資源を有しており、様々な地域団体や事業者がイベント等を通じて、こうした魅力を広く発信することで、北部地域のにぎわい創出や交流促進につながっている。

本業務は、地域で活動する団体や事業者等が、活動上の課題や取組のノウハウ等について、自由な意見交換を通じて互いに共有できる場(北部オープンプラットフォームラボ(以下「ラボ」という))を提供し、本ラボを円滑に運営することで、効果的・効率的な事業推進を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

## 4 実施場所

宇部市内

## 7 事業費の上限額

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 8 業務の内容

- (1) ラボ参加者に対し、北部地域への交流促進やにぎわいづくりへの関心度の向上、事業活動への参加意欲向上、参加者同士のつながり醸成および拡大を目的とした参加型ワークショップを企画し運営すること。
- (2) 本業務を統括し、進捗管理及び事業に関わる関係者調整を行う責任者を置くこと。
- (3) 他市の先進事例など、本業務の遂行に必要な情報を収集し、提供すること。

＜ラボの概要＞

- ・開催時期：令和5年7月下旬から11月下旬
- ・実施回数：4回程度（1回90分を予定）
- ・参加者：北部地域で活動する事業者や地域団体など30人程度

## 9 業務終了報告書の提出

会議内容がわかる写真や書類等を添付した実績報告書を提出すること。

なお、提出にあたっては、電子データ（PDF）とすること。

## 10 委託料の支払い

本市から事業者に支払う委託料は、実施報告書が提出され市による完了検査が行われた後、受託者から適正な請求書が提出されてから30日以内に支払うものとする。

## 11 その他

- (1) 本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令に基づき、その取り扱いに十分留保し、漏えい、滅失及び損失の防止その他、個人情報の保護に努めること。
- (2) 業務内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、宇部市の承認を得ないで他に漏らし、または業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (3) 業務の実施にあたり、宇部市及び関係者と入念な連絡調整及び打合せを行うこと。
- (4) 業務の進捗について、宇部市に対して定期的に報告すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに宇部市と協議し、指示を受けること。
- (6) 宇部市が所有し業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとする。なお、貸与された資料は、業務完了後、速やかに返却すること。

## 12 損害賠償

- (1) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により宇部市に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (2) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。